

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

美術

教科に関する科目

芸術学部 メディア・アーツ学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備考		
科目	単位	科目	単位	中1	高1			
絵画（映像メディア表現を含む。）	20	○絵画基礎	2	6	6	映像メディア表現を含む		
		○デジタルグラフィックス	2					
		○デッサンA	2					
		デッサンB	2					
		伝統技法演習（美術系）	2					
彫刻		○彫刻基礎	2	4	4			
	○空間・環境造形B	2						
	メディア構成演習B	2						
デザイン（映像メディア表現を含む。）		ビジュアルイメージ基礎	2	4	4	映像メディア表現を含む		
	メディア造形演習A	2						
	メディア造形演習B	2						
	コンピュータアート	2						
	コンピュータグラフィックス3D	2						
	空間・環境造形A	2						
	○映像表現研究A	2						
	○メディア構成演習A	2						
工芸 ※		○工芸基礎	2	2	—			
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		メディア・アーツ概論	2	6	6	鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む		
	造形メディア論	2						
	○美術史	2						
	○メディア表現学	2						
	構成・デザイン原理Ⅰ	2						
	構成・デザイン原理Ⅱ	2						
	数理構成学	2						
	芸術文化史	2						
	アート アンド テクノロジー	2						
	メディア・アーツ研究	2						
	○現代芸術理論	2						
	美学	2						
	免許状取得に必要な単位数		22				20	

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて

高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。